

京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）に違反した者に対して、条例第39条第1項の規定に基づき以下のとおり命令しましたので、条例第39条第4項の規定に基づき公告します。

令和元年11月7日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者

京都市西京区桂千代原町55番地の8
中原金物株式会社 代表取締役 中原 昭

2 屋外広告物の表示場所

京都市西京区桂千代原町55番8, 55番9

3 屋外広告物等の形態及び表示内容

形 態 一本支柱型 他
表示内容 「中原金物株式会社」 他

4 違反の事実

屋外広告物規制区域内にある表示場所において、条例第9条第1項の規定による許可を受けずに屋外広告物及びその掲出物件を表示及び掲出していること。

5 命令の内容

令和元年11月30日までに、上記の場所において条例第9条第1項の規定に違反して表示している屋外広告物及びその掲出物件を適法に是正すること。

6 命令した日時

令和元年10月31日

(都市計画局広告景観づくり推進室)